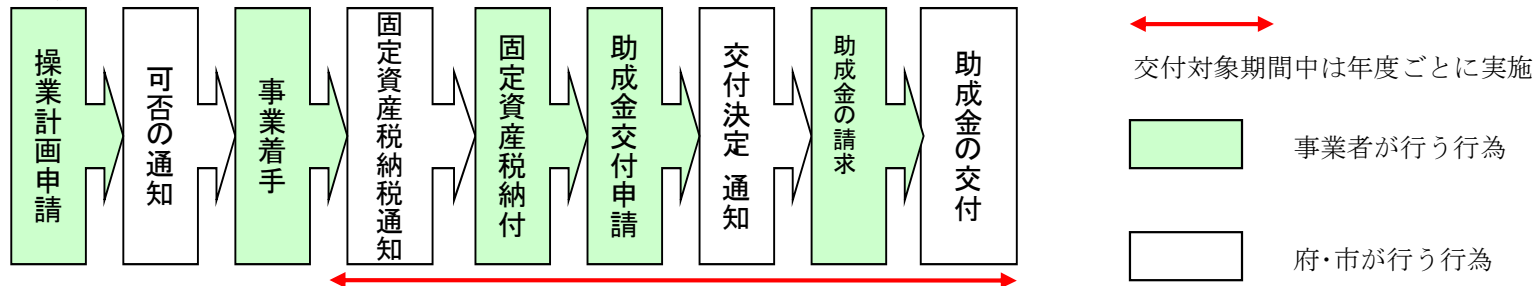


## ■ 岸和田市による企業立地促進支援制度

### ■ 産業集積促進地区に対する助成制度

対象地域	臨海線より西側の地域と岸和田工業センター、阪南2区第1期製造業用地、第1期保管施設用地・第2期製造業用地の一部	
対象業種	①製造業②運輸業、郵便業(※郵便業を除く)③情報通信業④電気・ガス・熱供給・水道業(新エネルギー利用等に係るものとし、水道業を除く)⑤学術研究、専門・技術サービス業(学術・開発研究機関に係るものに限る)	
対象期間	平成21年4月1日から令和10年3月31日	
対象事業	・事業所等の新規立地、既存事業所の増改築及び建替え ・設備(償却資産)の新規取得 ※土地の取得を除いた総投資額が中小企業3,000万円、大企業は2億円以上	
助成内容	土地	固定資産税の納付額の2分の1の額を5年間交付
	家屋	固定資産税の納付額の2分の1の額を5年間交付
	償却資産	固定資産税の納付額の2分の1の額を2年間交付 (※償却資産の取得が複数年に渡る場合は、下記遵守義務期間中に取得した物が揃ってからの助成申請も可)
交付時期	交付対象となる期間における各年度の固定資産税を全額納付した日の翌年度から	
遵守義務	1. 操業計画の認定を受けた日から起算して、3年以内(当該期間内に操業を開始しないことについて天災地変その他やむを得ない事由があると認められる場合にあつては、3年に当該事由の存する期間を加えた期間以内とする。)に認定を受けた計画に基づき、事業資産を取得し、かつ、当該事業資産取得後7年以上操業しなければならない。	

#### <手続きフロー>



**※事業者は、必ず事業着手前に操業計画を提出し認定を受けてください。**